

生計困難者等に対する相談支援事業 緊急一時避難場所確保事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県内の社会福祉法人が協働実施する「生計困難者等に対する相談支援事業」(以下「えんくるり事業」という。)実施要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項第3号に定める緊急一時避難場所確保事業に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、えんくるり事業緊急一時避難場所確保事業(以下「えんくるり一時避難場所確保事業」という。)とする。

(事業内容)

第3条 えんくるり一時避難場所確保事業は、次の事業を実施する。

- (1) 様々な理由により住居を失った者及び各種の一時保護制度の対象とならない者等について、生活を立て直すための場所の確保ができるよう、社会福祉法人が経営する施設の空き室を一時的な避難先として利用する。
 - (2) 施設の空き室利用に当たり発生する経費(室料、シーツ利用料、食費及び身の回り品等の消耗品費等)の支給を行う。
- 2 えんくるり一時避難場所確保事業の実施に当たっては、要綱第6条第1項第1号に規定する総合相談・支援機能強化事業と連携し、効果的に取り組むものとする。
- 3 えんくるり一時避難場所確保事業に関わる人件費は、各参加法人の負担とする。

(事業の対象者)

第4条 えんくるり一時避難場所確保事業の対象とする要支援者は、緊急の支援が必要であり、他に利用できるサービスや社会資源等がなく、原則として次の(1)及び(2)に掲げる者とする。

なお、必要経費の支払いは、当該要支援者を受け入れた施設に対して行うものとする。

- (1) 一時的に避難するために要する費用を所持しておらず、かつ、近親者等からの金銭の援助が受けられない等、現に経済的に困窮している方
 - (2) 各種法律や既存制度による一時保護及び措置を受けることができない方
- 3 必要経費は原則として給付とする。ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を雑収入として受け入れる。

(支援の決定)

第5条 えんくるり一時避難場所確保事業による支援については、生活困窮者自立相談支援実施機関等の関係機関と連携の上、原則として各参加法人及び市町村社会福祉協議会が協議し、受け入れ施設の調整及び必要経費の額を決定する。

(支援を行う期間)

第6条 一時避難支援を行う期間は、1回につき7日までとする。ただし、県社協会長が期間の延長を認めた場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第7条 えんくるり一時避難場所確保事業において参加法人及び役職員及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 えんくるり一時避難場所確保事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、生計困難者等に対する相談支援事業運営委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年11月21日から施行する。